

保育労働者に大幅賃上げと増員を

小山 道雄

はじめに

岸田政権は補助金によるケア労働者の9,000円賃上げを実施し、保育労働者も対象となった。保育士の賃金は全産業平均より10万円程度低く、格差解消が求められてきたのであって、9,000円では「桁が違う」との声が上がったのは当然である。現場では「政権浮揚のアピールのために“保育士の低賃金”を利用しているようで不愉快」との声も上がっている。

しかも、この補助金は職員配置基準上の人数で算定されるが、現場では基準を上回る人数が働いており、1人あたりの賃上げは計算上9,000円に及ばないことになる。

そもそも保育労働者の低賃金は、保育費用の国負担の算出根拠となる「公定価格」の不足が原因であり、その公定価格を決めているのは内閣総理大臣である。自らつくった保育労働者の貧困にわずかな補助金の手当てを行い「新しい資本主義」の目玉の一つのように打ち出されたことに、現場の保育労働者は強い違和感を抱いている。

1 保育労働者の賃金・労働条件の実態

令和元年賃金構造基本統計調査（厚生労働

省）によれば、「決まって支給する現金給与額」は全職種の33万8,000円に対して保育士24万4,500円、年間賞与を足した年収換算の額を12で割った月収換算で、全職種の41万7,000円に対して保育士30万3,000円と、10万円の格差は依然として解消されていない（図1）。

図2は、保育士の処遇改善を進めてきたとする政府の資料にあるグラフである。人事院勧告準拠による毎年の改訂分の下駄を履かせて改善をアピールしている（2014年度から2020年度までの一番下の枠の部分）。しかし、人事院勧告が反映されるこの仕組みは従前より行われていたものであり、そのうえで10万円の格差があったのである。争議権が奪われた公務員の代償措置として民間準拠を建前に補正が行われる人事院勧告に準ずるだけでは、全産業平均との賃金格差はいつまでもたっても解消する道理がない。

これに上乗せして、2017年度から「技能・経験に着目した処遇改善」「最大4万円」の加算が設けられた（2017年以降のグラフ上部の「+」より上の部分）。この4万円という金額は、2016年の「一億総活躍国民会議」に際して当時の安倍首相が、「全産業の女性労働者との差が4万円程度であることを踏まえ処遇改善を行っていく」としたものである。「女性労働者の平均賃金との比較は不適切では」との野党の質問主意書に対して、政府は「保育士の95

図1 保育士の平均賃金等について

【年収換算・月収換算した賃金】

	男女計		男		女	
	年収換算	月収換算	年収換算	月収換算	年収換算	月収換算
全職種	500.7万円	41.7万円	561万円	46.8万円	388万円	32.3万円
保育士	<u>363.5万円</u>	<u>30.3万円</u>	<u>389.2万円</u>	<u>32.4万円</u>	<u>362.1万円</u>	<u>30.2万円</u>

【平均年齢、勤続年数、決まって支給する現金給与額】

	男女計				男				女			
	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額	構成比	平均年齢	勤続年数	きまって支給する現金給与額
全職種	100.0%	43.1年	12.4年	338.0千円	65.1%	43.8年	13.8年	374.9千円	34.9%	41.8年	9.8年	269.0千円
保育士	<u>100.0%</u>	<u>36.7年</u>	<u>7.8年</u>	<u>244.5千円</u>	<u>5.1%</u>	<u>31.9年</u>	<u>6.2年</u>	<u>263.9千円</u>	<u>94.9%</u>	<u>37.0年</u>	<u>7.9年</u>	<u>243.5千円</u>
幼稚園教諭	100.0%	34.3年	8.2年	244.1千円	4.4%	39.2年	11.5年	324.4千円	95.6%	34.1年	8.0年	240.5千円
看護師	100.0%	39.5年	8.2年	334.4千円	10.5%	36.0年	7.2年	343.7千円	89.5%	39.9年	8.3年	333.3千円
福祉施設介護員	100.0%	42.6年	7.1年	244.5千円	36.7%	39.5年	6.8年	260.6千円	63.3%	44.4年	7.3年	235.1千円
ホームヘルパー	100.0%	48.9年	7.3年	240.8千円	21.6%	41.1年	6.2年	273.8千円	78.4%	51.0年	7.7年	231.7千円

出典：令和元年賃金構造基本統計調査

(※)「年収換算」：令和元年賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に12を乗じ、「年間賞与その他特別給与額」を足した額

(※)「月収換算」：「年収換算」を12で割った額

(※)「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6月分として支給される現金給与額のこと。手取額でなく、税込み額である。現金給与額には、基本給、職務手当、精皆勤手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与も含まれる。

出所：厚生労働省（子ども家庭局保育課）第6回保育の現場・職業の魅力向上検討会参考資料「保育の現状と主な取組」（2020年9月17日、p.39）より

図2 保育士の処遇改善

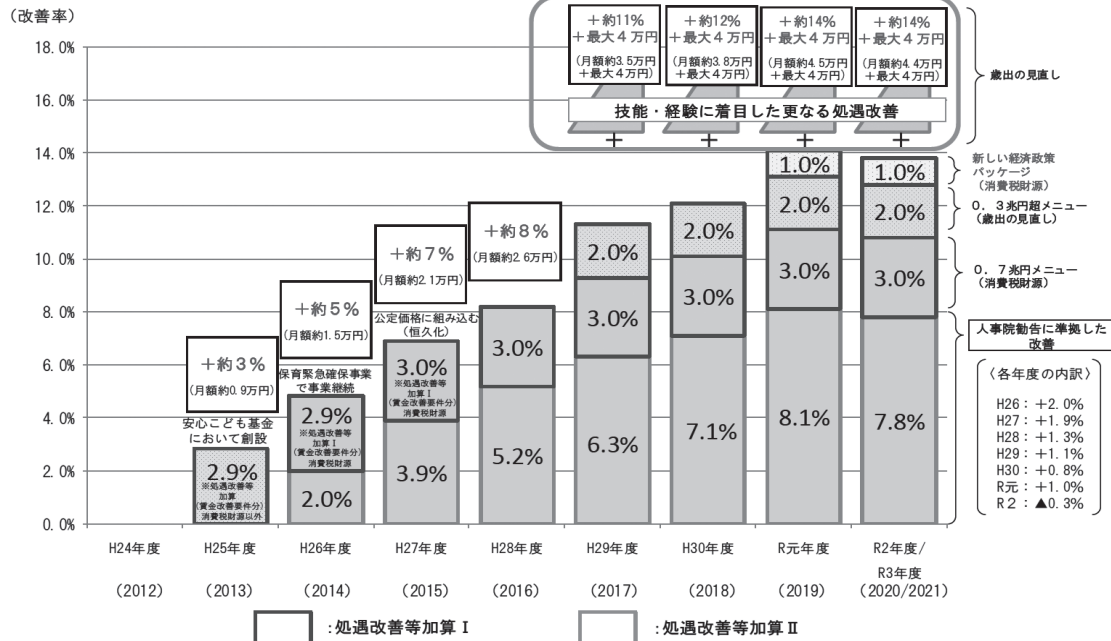
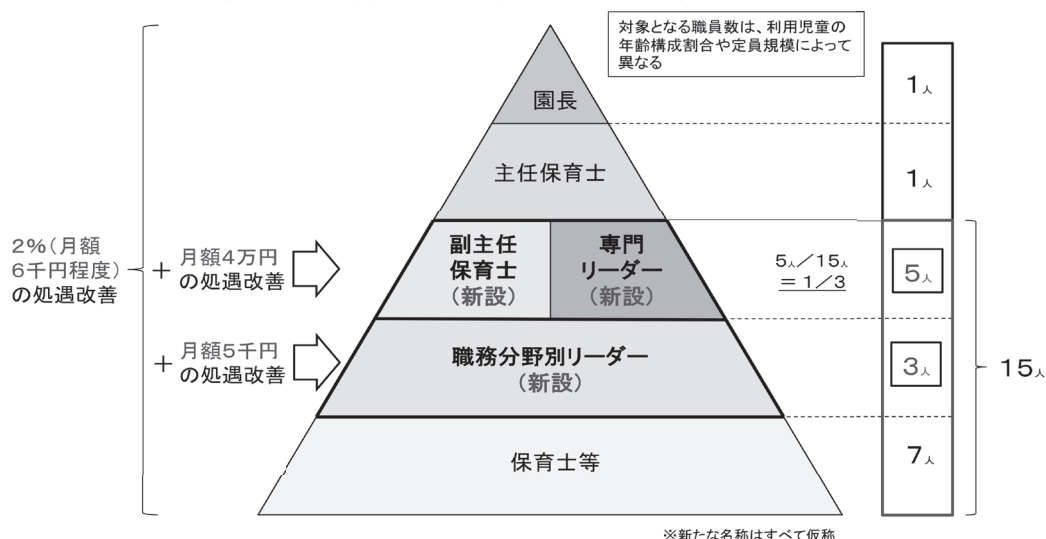


図3 保育士等(民間)のキャリアアップの仕組み導入後の職制階層(イメージ)

<定員90人(職員17※人)のモデル(公定価格前提)の場合>

※ 園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人



出所：厚生労働省（雇用均等・児童家庭局保育課）「保育士のキャリアアップの仕組みの構築と処遇改善について」（2017年2月24日、p.12）より

パーセントが女性である実態を踏まえると不適切なものとは考えていない」と回答している。世間相場としての男女賃金格差が、そのまま民間保育所運営費見積り前提となっている。

しかも、民間保育園がこの4万円の加算を得るためには、既存の職務分掌や賃金体系にかかわらず、図3のような賃金格差を必須とする職階を設けることが条件とされた。保育労働は、チームワークによって成立し、現場の労働者全員が、子どもたちに対して等しく注意義務、安全配慮義務を負っているにもかかわらず、加算を得るために賃金格差を設けなければならないことに心から納得できている職場は少ない。あらゆる分野の隅々にまで競争を持ち込もうとすることに戦慄を覚えざるを得ない。

2 勤務時間の実態はどうなっているか

東京都の福祉保健局が、保育士の離職防止策

や潜在保育士の就職支援策に活かすために保育士有資格者を対象に行った実態調査（2018年）では、週あたりの勤務日数と1日の勤務時間について、正規職員では、週5日が85.9%、週6日以上が12.4%で、合計98.3%が週5日以上の勤務である。また、正規職員の1日の勤務時間は、9時間以上が62.5%となっている。5日×9時間とすれば、週45時間の勤務となっている。

1日11時間開所し、土曜も開所が求められている現場実態からみると、特段違和感のない数字だが、法定労働時間の上限は1日8時間、週40時間である。事情がある場合は、あらかじめ労使協定を結んだ上でこれを上回ることができるが、あくまでも刑罰を免れる手続きにすぎず、常態化されてはならないのが本来である。とりわけ、内閣府・厚生労働省が所管する分野においてこうした実態にあることは重大な問題である。

3 保育中にできない業務に負担感

同調査は、「保育士として負担に感じることを」を複数回答で尋ねている。「行事（準備含む）」が6割を超えて（62.8%）最も多く、次いで「保育計画書の作成」が半数となっている（55.9%）。そのほか、「保護者対応」（49.6%）と「職員間の情報共有・打ち合わせ」（40.8%）が4割を超えている。

これらの業務は、保育と同時に行うことは困難であるが、多くの場合保育の職場は、保育時間（開所時間）と勤務時間がイコールである。現在は1日11時間開所だが、それ以前は開所時間が8時間で、保育士の労働時間も8時間で、行事の準備や保育計画書の作成、職員会議の時間は制度上そもそも想定されていなかった。11時間開所となった際も3時間分の非常勤単価が上乘せされただけである。この結果、保育時間中（＝勤務時間中）にできない作業や打ち合わせ、職員会議を休憩時間中や勤務終了後（本当はそれも勤務だが）に行うこととなり、あるいは、「終わらないのは自分が悪い」と持ち帰り残業を余儀なくされている。勤務時間内に業務を完結させるためには、保育と同時進行で書類作成等の実務を行ったり、会議・打ち合わせを行うことができなくてはならないが、そのためには、そのことで保育体制が手薄とならないだけの、交代可能な十分な職員体制が必要である。

4 職員配置基準と労働基準法の遵守を裏づけない公定価格

保育士の配置基準は、どの時間帯であっても

子どもの人数に対して基準上の保育士数を置くことを求めている。つまり、一定の人数の保育士が休憩や年次有給休暇、生理休暇をとる際も、その時間帯について他の保育士の人数がその必要を満たしていなければならない。全国福祉保育労働組合保育協議会は、実際の保育現場での、時間毎の子どもの人数の変化と、時間を追って必置となる保育士数を示す表を作成し、「公定価格」に見積もられる常勤保育士の人数でどのように勤務シフトを組めば休憩・休暇に係る労働基準法の遵守と職員配置基準の遵守が両立可能なのかを国に質問し、要請行動の際に「公定価格」を所管する内閣府に回答を約束させたが（図4）、結局内閣府は回答することができなかった。（2022年）5月10日にも、日本共産党の宮本徹衆院議員が衆院厚生労働委員会で同様の質問を行っているが、政府は回答していない。回答できないのである。

内閣府は、保育時間の総合計に対して、時間単位で働く保育士の勤務時間の合計で所要額を計算していると考えられ、労働時間の途中で休憩を取ったり、子どもたちから離れて、直接的な保育時間とは別の時間を使って行事の準備や保育計画の作成、職員会議を行うことを、そもそも想定していないのである。1日8時間、週40時間を上限とし、労働時間の途中で休憩をとる労働基準法に則った常勤の保育士ではシフトを組むことができず、時給で働く短時間勤務の保育士をパッチワークのようにあてはめていくほかないのである。

保育士の配置基準や、労働基準法の定めは、「実現することが望ましい」といった努力目標ではなく、それ以下に置いてはならない「最低基準」である。また、自治体から保育所に支払われる保育所運営費は、補助金一般ではなく

図4 配置基準と労基法を守った保育士配置は、現在の公定価格では不可能

時間帯		7:00~7:30	7:30~8:00	8:00~8:30	8:30~9:00	9:00~9:30	9:30~10:00	10:00~10:30	10:30~11:00	11:00~11:30	11:30~12:00	12:00~12:30	12:30~13:00	13:00~13:30	13:30~14:00	14:00~14:30	14:30~15:00	15:00~15:30	15:30~16:00	16:00~16:30	16:30~17:00
0歳 3:1	児童数	5人	2人	2人	3人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人
	委託費上の保育士数	1.6人	0.6人	0.6人	1.0人	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人	1.6人
1歳 6:1	児童数	16人	4人	6人	8人	14人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	14人	14人
	委託費上の保育士数	2.6人	0.6人	1.0人	1.3人	2.3人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.3人	2.3人	2.3人
2歳 6:1	児童数	16人	4人	7人	10人	14人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人	16人
	委託費上の保育士数	2.6人	0.6人	1.1人	1.6人	2.3人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人	2.6人
3歳 20:1	児童数	18人	5人	8人	16人	16人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人	18人
	委託費上の保育士数	0.9人	0.2人	0.4人	0.8人	0.8人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人	0.9人
4歳 30:1	児童数	17人	0人	5人	11人	15人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人
	委託費上の保育士数	0.5人	0.0人	0.1人	0.3人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
5歳 30:1	児童数	17人	3人	9人	12人	15人	16人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人	17人
	委託費上の保育士数	0.5人	0.1人	0.3人	0.4人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人	0.5人
3歳以上児園児数計		52人	8人	22人	39人	46人	51人	52人	52人	52人	52人	52人	52人	52人	52人	52人	52人	52人	52人	52人	52人
必要保育士数計		2人	0人	1人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
児童数計		89人	18人	37人	60人	79人	88人	89人	89人	89人	89人	89人	89人	89人	89人	89人	89人	89人	89人	89人	89人
必要保育士数		9人	2人	4人	5人	8人	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人	9人
休憩保育士（定員90人未満のみ）		1人																			
標準時間受け入れ ＋（非常勤3時間/1日）		1人																			

下表①の欄のように、勤務時間と休憩時間を示す方法で、公定価格で確保できる11人の常勤保育士（①～⑪）で、土曜日も開所し、1人ひとりの保育士の労働時間の上限（1日8時間、週40時間）が守られ、かつ、保育士が休憩中においても、子どもの人数に対する職員配置基準が守られるシフト編成が可能である例を示してください。

1日分の右側を省略したものです。

実際には1日11時間の開所、土曜開所が求められており（週66時間）、公定価格に見積もられる常勤保育士では法を守ったシフトを組むことができない。

「委託費」なのであって、委託する事業に要する必要十分な費用が見積もられる必要がある。

これが不足していても、現場ではこどもの安全をないがしろにはできず、結果として保育士処遇にしわ寄せされることとならざるを得ない。内閣総理大臣が定める「公定価格」が、保育士の配置基準の遵守と労基法の定める労働時間や休憩の要件の実現を裏づけていないことは重大な問題である。

5 規制緩和ではなく必要十分な予算の確保が求められる

厚生労働省はこれまで、保育士定数上の保育士は、常勤の保育士をもって確保しなければなら

ないとしてきたが、2021年4月より、一定の条件の下で短時間勤務の保育士を定数の一部に充てて差し支えないと規制を緩和した。厚生労働省がその際に発出した「保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて」という文書では、「今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましい」としているが、「公定価格」が原則で望ましい人材確保を可能とする水準ではないことはすでに明らかである。予算に合わせて規制を緩和するのではなく、必要な予算を確保することこそ求められている。

こうした公定価格による委託によって民間保育所は運営されている。必要十分な保育士を配

置しようとするれば1人あたりの賃金がさらに低くなり、限られた人数で無理をすれば休憩・休暇のとれない職場とならざるを得ない。実際の民間保育所では、子どもを守り、保育を成立させるために設定人数の1.8～2倍の保育士を配置しているが、その結果が保育労働者の処遇にしわ寄せされ「保育士不足」に直結しているのである。短時間勤務の保育士の活用促進は、事態を一層悪化させ、子どもたちの安全と保育労働者の労働環境を今以上に脅かすものとならざるを得ない。

民間保育労働者の実態に関する改善課題は、一言で言えば「賃上げと増員」である。少なくとも国家公務員福祉職俸給表準拠の賃金水準と昇給が実現でき、行事の準備や書類作成、職員会議等が勤務時間内に可能で、かつ、職員配置基準と休憩・休暇にかかる労働基準法の両方が遵守可能な人員体制を裏づける人件費財源が公定価格に見込まれることこそが必要である。このことこそが「安心」を謳う保育政策にしっかり位置づけられなくてはならない。

6 運動の成果を確信に、保育労働者全体の賃金改善に

岸田政権の「9,000円賃上げ」は、こうした

要請にまともに応えるものではないが、運動の成果として捉える必要がある。政権発足前の東京都議選や横浜市長選、衆院選挙をめぐる情勢や野党共闘の動きに心底肝を冷やしたからこそ、所信表明で新自由主義の見直しを口にせざるを得なかったし、ケア労働者の賃金改善を打ち出さざるを得なかったのである。保育労働者の賃上げの方法について当該施設の裁量を大きくしたことも、2017年からの処遇改善加算が、職員全体の賃金底上げに使うことができず、職員間に格差を持ち込むものであったことに対する抗議の声に答えざるを得なかった点に注目すべきである。今回、9月までの期間限定の補正予算として始まったが、10月以降の公定価格自体の引き上げを言明して基本給の引き上げを求め、公定価格を改善した場合の地方負担について地方交付税措置することまで政府が述べていることは重要である。先行きが不安であると、期間限定の暫定的な「手当」として実施しようとする施設が少なくないが、「手当」で終わらせず基本給そのもののベースアップを実現し、それを裏づける制度と予算の整備拡充で民間保育所を支えることを求めていくことが課題である。

(こやま みちお・福祉保育労中央本部副委員長)